

長崎県内関係旅行業者等 各位

長崎県観光振興課長  
(公印省略)

旅行業者等及び旅行サービス手配業者に対する  
書面交付義務の遵守状況の確認について (依頼)

日頃から、旅行業の適正な運営及び旅行の安全確保等にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、例年、旅行業者等及び旅行サービス手配業者における旅行業法（以下、単に「法」といいます。）第 12 条の 5 第 3 項及び同法第 30 条第 1 項に基づく書面交付義務の遵守状況について、自己点検を実施していただいておりますが、本年度も調査を実施しますので、下記のとおり、ご報告をお願いいたします。

記

1. 調査対象事業者

長崎県登録の全ての第二種旅行業者、第三種旅行業者、地域限定旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者

2. 調査対象項目

法第 12 条の 5 第 3 項及び法第 30 条第 1 項の規定に基づく書面交付に関する事項（法令別添参考資料のとおり）

3. 調査実施方法及び報告期限

令和 6 年 2 月 2 2 日（木）までに、別添の「令和 5 年度 旅行業法書面交付義務に関する自己点検表（別紙 1）」によりメール、FAX 又は郵送にて下記担当へご報告ください。※営業所ごとに点検を実施してください。

4. 自己点検の励行について

旅行業法に基づく適正な旅行業務の実施と安全確保のため、別添の自己点検表により、定期的な自己点検を行ってください。（報告の必要はありません。）

- ・（別紙 2）令和 5 年度 旅行業法遵守状況自己点検表
- ・（別紙 3）令和 5 年度 旅行業安全確保状況自己点検表

【ご提出先】

長崎県 文化観光国際部 観光振興課 国内振興班 羽嶋

E-mail : hashima@pref.nagasaki.lg.jp

郵 送 : 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

F A X : 095-826-5767

【お問合せ】電話 : 095-895-2645 (直通)

## 【 参考資料 】

### 旅行業法

(書面の交付)

#### 第十二条の五

3 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。以下この条において同じ。）と旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(書面の交付)

第三十条 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

### 旅行業法施行規則

(書面の記載事項)

第二十七条の四 法第十二条の五第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所（当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）
- 二 契約を締結する旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- 三 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容
- 四 旅行業者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項
- 五 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- 六 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名
- 七 契約締結の年月日